

阿蘇中部4町村合併推進協議会臨時会会議録

- 1.平成 15 年 9 月 1 日午後 1 時 30 分 招集
- 2.平成 15 年 9 月 1 日午後 1 時 30 分 開会
- 3.平成 15 年 9 月 1 日午後 2 時 05 分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	宮 本 一 良
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	家 入 哲 也
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
8 番	一の宮町	園 田 盡
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	産 山 村	井 道 行
20 番	産 山 村	井 正 吾
28 番	波 野 村	市 原 新
29 番	波 野 村	水 野 日 出 男
30 番	波 野 村	後 藤 新 一
31 番	波 野 村	山 口 定 喜
32 番	波 野 村	阿 南 洋
33 番	波 野 村	市 原 正 次
35 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
36 番	波 野 村	大 塚 國 勝

欠席議員

5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
21 番	産 山 村	井 武 也
22 番	産 山 村	井 正 明
23 番	産 山 村	市 原 正 文
24 番	産 山 村	井 博 信
25 番	産 山 村	井 邦 子
26 番	産 山 村	志 賀 泰 次
27 番	産 山 村	井 信 也
34 番	波 野 村	岩 下 利 明

7.説明のため出席した者の職氏名

無 し

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩 瀬 國 興	次長	大 塚 敏 彦
局員	井 八 夫		井 野 孝 文
	今 村 清 信		高 藤 裕 樹
	井 利 則		高 橋 祐 一
	坂 口 英 明		

9.議事日程

(1)協議事項

協議第 48 号 産山村離脱の件について

午後 1 時 30 分 開会

日程第 1 開会

合併推進協議会事務局長（岩瀬） 皆さん、こんにちは。定刻を少々過ぎましたが、本日は緊急にお集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から阿蘇中部 4 町村合併推進協議会の臨時会議を開会させていただきます。本日の会議はお手元にお配りしております会議次第に従いまして、説明させていただきます。なお本日の会議は、定足数を満たしてあることをご報告申し上げます。

それでは挨拶に移らせていただきます。まず河崎会長がご挨拶申し上げます。

## 日程第2 あいさつ

河崎会長

会長（河崎敦夫） 一言ご挨拶申し上げます。本日は緊急でございましたけれども、臨時の合併推進協議会を召集しましたところ委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜りありがとうございます。ありがとうございました。

さて、本日協議会を開催しましたのは、既に各委員もご承知と思いますけれども阿蘇中部 4 町村合併推進協議会の事態が急変いたしまして、産山村さんが本協議会から離脱する表明をされました。7月の20日に井村長さんよりこのことをお聞きしまして、22日に緊急に関係4町村の町村長会を開きました。事態の真意を確認し、このまま4町村で合併協議の推進を図りましょうということで再考をお願いしました。協議会からの井村長さんまた井議長さん宛てに申入書を送付いたし検討いただいたわけですが、27日に回答をいただきまして離脱の意思は変わらないということでありましたので、直ちに町村長会を開催いたしまして本日の臨時協議会となったわけでございます。

本協議会にとりましては誠に残念なことでありますが、いろいろとご考察熟慮の上でお選びいただいたご決断でありますので、ここに至りましては、正式にこの合併推進協議会にご提案申し上げます。皆様方にお諮り申し上げたわけでございます。合併推進協議会といたしましては、ご案内のとおり国家的な財政変動によりまして、補助事業の削減或いはまた交付税の減少など厳しい事態の中で、財源確保のできない町村としては今後の住民サービスを低下させないためには合併をもって経費の節減縮小を目指すことが、来るべき高齢少子化時代に向けての地域発展を推進する体制作りであることを確信して、今日まで調整を図ってきたわけでございます。本日の会議はその路線を見直すというか変更を検討する会議となりましたけれども、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長（岩瀬） ありがとうございます。続きまして本協議会の顧問であります阿蘇地域振興局の岩下局長さんよりご挨拶をいただきます。

岩下阿蘇地域振興局長

阿蘇地域振興局長（岩下直昭君） 皆さん、こんにちは。阿蘇地域振興局の岩下でございます。産山村の離脱につきましては、ただいま河崎会長からお話があったとおりでございます。今年の8月1日以来1年間協議を進めてこられまして、再度これから合併後のまちづくりの方向性を詰めようとした時期での離脱でありまして、大変残念な思いでございます。これからの地方のあり方、将来像が具体的に見え始めてきただけに産山村の行く末につきまして大変私ども心配をいたしておるところでございます。

これから国も県も大変な時代を迎えるわけでございます。昨日の読売新聞の社説ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、地方交付税制度そのものに対します批判が出ております。そ

のポイントは地方公務員の給与制度そのものに向けられているわけですが、読んでみますと地方公務委員の給与が同じ地域の民間サラリーマンの給与を大きく上回る例も目立つ、こうした官民格差を許すのも財源を保障する交付税のなせる業だと。これが都市部の世論の一般的なものとなりつつあるわけでございます。経済情勢が厳しい中、地方公務員の給与に的を絞った交付税の切り込み、これは非常に分かりやすく圧倒的な世論の声を背景に総務省ではもう守りきれない状況になってきているわけでございます。来年度の国の概算要求がまとまりました。国債発行額が40兆円を超えるのではないかと報道されております。財務省もまた読売新聞と同じように借金までして地方公務員の給与を保障している交付税制度はおかしいと言いはじめております。交付税制度を始め国、地方の財政は既に危機的状況を通り越して、破綻していると言ってもいい状況でございます。そのような状況で地方交付税も過疎債も既に概算要求の時点で今年度を大きく割り込んでおります。また、総務省においては都道府県の合併も視野に入れた地方自治法の改正を検討し始めている状況でございます。

国も県も小さな町村を見捨てるはずがないという意見も聞こえてまいりますが、なんとかしようにも国も県も既に自分自身が破綻している状況で、そのような余裕は全くないという現実の姿でございます。産山村が、中部4町村の枠組みを離れていかれること、産山村のこれからの行く手には大変厳しい状況が予想されるわけですが、これまで以上に村長、議会一丸となられまして行政の本来の目的である住民の福祉の増進を基本にまちづくりに努められるようご期待申し上げまして挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長(岩瀬) 有難うございました。それでは議事のほうに移らせていただきます。河崎会長議事の進行よろしくお願いいたします。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

会長(河崎敦夫) それでは早速会議を始めさせていただきますが、まず会議録署名委員に産山村の井 正吾委員、波野村の岩瀬葉津子委員、一の宮町の志賀聡雄委員、阿蘇町の森山幸義委員以上4名さんをお願いしたいと思います。

### 日程第4 会期の決定

会長(河崎敦夫) 続きまして会期の決定でございますが本日一日でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) 会期を本日一日といたします。

### 日程第5 議題 (1)協議事項 協議第48号 産山村離脱の件について

会長(河崎敦夫) それでは早速でございますが、議事の協議事項に移ります。協議第48号産山村離脱の件についてということで、事務局から説明報告を願います。

事務局次長(大塚) お手元にお配りしております資料の2ページ目をご覧いただきたいと思  
います。先程会長のご挨拶の中で申されておりましたけれども、これまでの経緯としまして簡単  
に書き出してあります。

8月20日に産山村議会の全員協議会が行われまして、村長さんから離脱の意思表示があった  
ということでございます。その件につきましては、各町村長の方に電話による報告がございま  
した。そして、8月の22日に臨時の町村長会を開きまして井村長さんから離脱の意思表示が各町  
村長さんにあったところでございます。残りの3町村長からは再考を促したいとの申し入れを書  
面で行うということその会議の中で確認をされました。そして、8月の23日の日に申入書を  
産山村さんへ送付しております。申入書につきましては3ページ目に付けさせていただいており  
ます。そして8月の27日に産山村の方から回答書を事務局に提出いただきました。この回答書  
につきましても4ページ目に付けさせていただいております。そして8月の27日に臨時の町村  
長会を開きまして、正式に産山村長さんから申入書を提出していただき再度離脱の意思表示があ  
ったところであります。残り3町村長からは、この申入書を受理した上で各町村に持ち帰り、  
全員協議会等で善後策を講じたいとの確認がございました。そして本日臨時会議を開かせていた  
だいたところでございます。

会長(河崎敦夫) 今、事務局から経緯についての報告がございましたがお諮りいたします。  
産山村長さん或いは議会代表の方もお見えですが、この点について説明していただいでよろしい  
でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、井村長さんよろしく。

産山村(井道行君) 産山村長の井道行でございます。今回、昨年8月から協議を進め  
てまいりました4カ町村の合併推進協議会を離脱するということになりまして、非常に迷惑をお  
掛けするなという意味では非常に申し訳ないという気持ちでございます。

7月の28日付で「産山村を考える会」という会から、4カ町村の合併推進協議会から離脱して  
ほしいという請願が出されました。それには1,075名の署名がございまして、産山村の有権者の  
74パーセント程度であろうと思われま。その後、議会の全員協議会を3回、それから「産山  
村を考える会」と議会の意見交換会を1回そういうものを重ねて参りました。この合併の問題と  
いうのは、住民の意思を尊重するのが基本であろうというふうに私考えまして、この請願とい  
うものが村民の意思ではないかというふうに思いまして、そういうことで、今回4カ町村の協議会  
を離脱させていただくという決断をいたしましたところでございます。その後、再考をという申入書  
をいただきまして、またさらに議員の全員協議会で協議していただきまして、その結論という  
根強い慎重論と言いますが、そういう意見もございましたが大勢として離脱で行くということに  
なりました。温かい気持ちもいただいたところではございますが、こういうことになりましたの  
で本日をもって協議会の離脱をお許しいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願  
いします。

会長（河崎敦夫） ただいま産山の井村長さんから離脱についての報告説明がございました。議会代表の井さん、何か補足説明することございませんか。

産山村（井 正吾君） 産山村が、離脱という表明をいたしまして、大変多忙な中にこうして1日を割いていただいて協議されることで本当に申し訳なく思っております。

今、産山村の村長の方から請願、署名が74パーセント上がってきたということでございますが、今申されましてように3回の全員協議会を開いて参りました。それと「産山を考える会」というグループの方と1回の意見交換会もやったところでございます。しかし、我々議会といたしましても、非常にこの問題は慎重に行くべきだというふうに、今まで引き延ばして協議を重ねてきたところでございます。

しかしながら、突然としてその中で村長が離脱の方針を打ち出しまして、これは74パーセントの署名があるのだから民意だというふうにおっしゃいますけれども、我々、私の考えを申し上げますとその74パーセントは何も分からずにした者があるのではないかというふうなことを再三申し上げて参りましたけれども、やはり民主主義の根幹から行きますとこの74パーセントという数字は覆すことができませんでした。議会といたしましても、6割の議員がその方向に傾いておりますので、私議長といたしましても採決は採りませんでしたけれども、このような結果を踏まえざるを得ないということになりました。本当に申し訳なく思っております。

我々は、今の財政状況からどうしても合併が必要だとそう言って参りましてけれども、聞き入れてもらうことができなかつたと今もってまだ残念に思っております。しかし、もう村長がその方針である以上私がとやかく申し上げても覆すことはできないかなと、村長の考えが本当の方向を目指していただければと今まで期待して参りましたけれども大変残念な結果になりました。議会からとしては、もうこれ以上のことは申し上げることはございません。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございます。

ただ今、産山 井村長さん、産山議会 井議長さんそれぞれ報告説明がございました。この件につきまして、3町村から1つずつご意見を賜りたいと思いますが、まず一の宮さん何かご意見ございますか。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の宮崎です。ただ今産山の村長、議長さんから状況の説明がございました。実は一の宮の協議会におきまして、一応8月の27日のいろんな今までの経過ですね、そういったことを踏まえまして28日に協議会をやっております。善後策について。その中でいろんな意見も出ております。やっぱり阿蘇中部4カ町村が今までですね、一緒に阿蘇中部といった流れの中で4カ町村やってきました。そういった中で、やっぱり産山がですねこういった離脱といった考えを表明されたことにつきまして、非常に残念な意見が出ております。もうですね今更申し上げる筋合いではございませんが、一の宮町としてはですね、一応この場でですねもう1回産山の方にですね再考をしていただきたいといった要望がっております。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございます。それでは波野さんの方から何か。

波野村（後藤新一君） 波野村の後藤です。この産山村の離脱については、私ども同士としてですね今まで一緒に合併に向けて参ったわけでありましたが、突如として産山村民からの請願に対

し、十分産山のそういった方で内容については関係者と十分協議をされた結果と思っております。

しかし我々は、その立場も分かりますけれども折角ここまで来ていただいてこういうことになったということについては、大変私ども心苦しく、今までやってきたことについて何なのかということも伺われるわけであります。

ただ波野村としてもこのことについては、即影響することでありますから 29 日の日に一応この推進協の各委員さん、或いは議会の特別委員会委員の方のお集まりをいただきまして、善後策をということで協議したわけであります。しかしこれについて、今後どうするかということの結論は出ておりません。従って今日が初めてここに公開されるものでありまして、これからのあり方については今後私どもも持ち帰って検討しましょうということになっております。どうかその辺をお含みをいただきまして、まずこの合併がスムーズに進むように前向きに行くようにというお互いの村内の意思表示は致しております。以上です。

会長（河崎敦夫） はい、ありがとうございました。次阿蘇町お願いします。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。大変今回の産山村の離脱につきましては、今まで 1 年余り本当に真剣にこの場で協議をさせていただきましたし、数々の小委員会の中でも今後の問題につきましては、真剣に協議をさせていただきました。ここに来て離脱ということで本当に残念で仕方ございません。ただ民意の結集の結果、民意を反映される結果だということは今、村長の方からお聞きしましてじゃあもうやっぱり仕方ないかなということでございます。

阿蘇町といたしましては、産山さんのこの決定につきましては素直に認めて行きたいとそういった考えでございます。ただ今後の問題につきましては、残された 3 町村ありますので、その中で真剣に合併ができるようにそういったことでお願いを致し、また論議をさせていただきたいと思っております。一応以上です。

会長（河崎敦夫） それぞれ 3 町村から産山さんの報告を受けてのご意見が出ました。まず一の宮さんの再度の慰留というか、これ先程事務局から離脱要望に関してのこれまでの経緯ということで 8 月 20 日から、22 日、23 日、27 日そして本日ということの中でずっと取り組んで参りました。再々お願いと、離脱について再々の考え直してくれんかという要望をしておるわけですね。今日改めて再考、3 度目か 4 度目ですね。

どうございましょうか、産山さんやはり初めての、最初からの決定事項については、変更の余地ございませんか。（産山村 井村長に確認）

そういうことでございます。じゃあお諮り致します。産山村の阿蘇中部 4 町村合併について離脱申し入れがありますことについて、当推進協議会で承認できるかできないか、できる方の、できる離脱せざるを得ないという委員の起立を求めます。

波野村（水野日出男君） ちょっと議長その前に、波野村として産山村にお尋ねしたいことがあります。よろしいですか。

会長（河崎敦夫） どうぞ。

波野村（水野日出男君） 波野村の水野です。大変な事態になりました。予測しないことがおきてきたわけでございます。ただですね私どもと産山村とは、皆さんご承知のように小さな自治

体で同じようなところに住んでいるという関係で、非常に日頃から親しみもあって、この4カ町村にはそれなりにいわゆる同士が話し合いをしながら、小委員会、委員会の中で進んできたわけです。

ところがですね、この枠組み、4カ町村の枠組みについては去年の8月からですね、きたわけですね。ところが私はこの合併というのは、男女の関係、人間社会の中で結婚というような捉え方を私なりにしているわけです。ところがこの離脱の表明はありました。しかしそれには正式な理由というもの、私たちは何も真意が分からないわけです。男女が離婚する場合において、それなりの書類が埋まらないといかんわけです。我々も今後においてですね、やはり合併を審議していく上において、私はその辺のところをですねお尋ねしておきたい。

ただそのここに書いてあります推進協議会から離脱を求める内容の請願があった結果であります。理由なき離婚というふうなもの捉えられますし、私そう思っているわけですが、理由なき離婚というのが裁判所あたりでも認められるのか。離脱するのであればそれなりに理由が無いといかんですよ。ただ残された3町村は、前向きに検討していかなといかんのですよ。そういうような意味合いからしてですね、何で産山さんが離脱になったのかその辺の真意を私は参考のために、もしお話できるものだった伺いたい。できないものであればそれでも結構です。

会長(河崎敦夫) これ私議長裁量でございますが、皆さん方のお手元に要望書というのがあります。その要望書の内容を読んでいただきたい。そしてその要望書に対する回答書というのが、産山村長さんそして産山の議長さんから回答書というのが出ています。従いまして、要望書、失礼しました申入書と回答書の内容でその離脱の理由は逐次述べてあるとこのように理解いたしております。よろございますか。先程ご起立、中途半端な採決でございましたけれども離脱を認めざるを得ないという委員さんのご起立をお願いします。

井さんどうでしょうか。

〔出席委員全員の起立あり〕

会長(河崎敦夫) 全員一致で離脱を認めるということでございます。昨年の8月1日から今日まで1年以上営々として合併を検討して参りましたけれども、阿蘇中部4カ町村の合併を進めて参りましたけれども、残念なことでございますが産山村さんの離脱を認めざるを得ないと思えます。以上で本日の臨時協議会を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

産山村 井 道行副会長

産山村 井 正吾委員 退室

午後2時05分 閉会

連絡事項 次回開催日 次回日程を9月9日とした。